

平成28年 教育委員会第14回定例会 会議録

日 時 平成28年 8 月23日 (火)

午後 3 時02分～午後 4 時39分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子育て推進課】

(1) 『議案第33号』 千代田区子ども・子育て会議委員の任命

【指導課】

(1) 『議案第34号』 平成29年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択

(2) 『議案第35号』 平成29年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択

(3) 『議案第36号』 平成29年度使用 千代田区立中等教育学校（後期課程）教科用図書採択

(4) 『議案第37号』 平成29年度使用 特別支援学級教科用図書採択

第 2 協議

【子ども総務課】

(1) 平成28年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

(2) 千代田区立九段中等教育学校学則の改正

(3) 平成29年度 予算編成方針の策定

【文化振興課】

(1) 千代田区立図書館 指定管理者の選定

第 3 報告

【子ども総務課】

(1) 移動教育委員会の開催（9月13日 九段小学校）

(2) 平成28年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等の開催

【学務課】

(1) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

【指導課】

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（平成28年7月）

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(3) 広報千代田（9月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
-------	-------

教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
文化振興課長	山下 律子

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。 ただいまから平成28年教育委員会第14回定例会を開会します。 本日、欠席はありません。 今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。
古川委員	承知しました。

◎日程第1 議案

子育て推進課

- (1) 『議案第33号』千代田区子ども・子育て会議委員の任命

指導課

- (1) 『議案第34号』平成29年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
(2) 『議案第35号』平成29年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校

(前期課程) 教科用図書採択

(3) 『議案第36号』平成29年度使用 千代田区立中等教育学校(後期課程)教科用図書採択

(4) 『議案第37号』平成29年度使用 特別支援学級教科用図書採択

中川委員長

日程第1、議案に入ります。

議案第33号、千代田区子ども・子育て会議委員の任命について、子育て推進課長より説明をお願いいたします。

子育て推進課長

議案第33号、千代田区子ども・子育て会議委員の任命につきまして、資料に基づきましてご説明申し上げます。

千代田区子ども・子育て会議、平成25年10月に設置しまして現在まで続いておりますが、任期の平成27年7月27日から、現在の委員の方に2年の任期で就任していただいております。そのうち次の3名の方につきまして、次回に予定しております子ども・子育て会議の会議日から委員に就任をしていただきたく、本日議案として上程を差し上げました。

まず、1番目、保育事業者、小学館アカデミー神保町保育園の園長でございます金由花さん、続きまして、区立小学校校長会会長の山田校長先生、3人目の方としまして、子ども発達センター「さくらキッズ」のサービス提供者の責任者をやっております山崎佳生子さん、この3名を千代田区子ども・子育て会議条例に基づきまして、本日ご議決をいただきたく考えてございます。

今見ていただいておりますのが2枚目で、現在の1枚目に議案でご議決をいただく3名の方を加えました全体の名簿になってございます。会長としましては、恵泉女学園学長の大日向さん、吉田さんを副会長としていただいております。

今回、この表の12番、保育事業者に小学館アカデミー神保町保育園の園長、金園長先生をご議決いただきます。現在、一番町のポピンズの園長先生がこれまで就任してございましたが、人事異動の関係で、本部のほうに戻られましたので、今回新しく神保町保育園の金園長先生にご議決いただきたく考えてございます。

14番、小学校校長会の会長につきましても、1年度ごとに校長会の会長は変わりますので、山田麴町小学校の校長先生をお願いしたく上程いたしました。

続きまして、15番、発達支援事業者ということで、「さくらキッズ」のサービス提供責任者を今回付議してございますが、こちらにつきましては、これまで子ども・子育て会議の委員の方で、発達障害を含めた障害の関係の方の委員が入っていないのではないかとこの議会からの要請もございまして、事務局の子育て推進課として、今回さくらキッズのサービス提供責任者の山崎さんを委員に本日議案として付議したものでございます。

説明は以上でございます。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(な し)

中川委員長 それでは、ご意見、ご質問はよろしいようですので、採決したいと思います。

議案第33号について採決いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中川委員長 全員賛成につき、議案第33号を決定することといたします。

次に、議案第34号、平成29年度使用千代田区立小学校教科用図書採択に入ります。

指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 議案第34号をごらんください。

この議案の提案理由ですが、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立小学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

平成29年度に使用する小学校の教科用図書につきましては、同法第14条において政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされているとおり、採択年度に採択したものと同一のものを採択するということになっております。

小学校におきましては、平成26年度に採択替えを行っておりますので、平成29年度まで同一教科用図書をこの教育委員会で採択することになっております。議案は採択年度に採択したものと同一教科用図書一覧となっております。ご確認いただき、採択をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

中川委員長 こちらをご確認の上、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長 それでは、採決に入ります。

議案第34号について採決します。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長 全員賛成につき、議案第34号を決定することといたします。

続きまして、議案第35号、平成29年度使用千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択に入ります。

指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 議案第35号についてご説明申し上げます。

まず、本議案は、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、区立中学校・中等教育学校の教科用図書を採択する必

要があるため提出してございます。

平成29年度に使用する中学校の教科用図書につきましては、先ほどの小学校の教科用図書と同様、同法第14条において政令に定められた4年間は毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされているとおり、採択年度に採択したものと同一のものを採択することになっております。なお、政令で定める期間は、同法施行令で4年と定められております。中学校教科用図書については、平成27年度に採択替えを行っておりますので、平成30年度まで同一教科用図書をこの教育委員会で採択することとなっております。

議案は、採択年度に採択したものと同一の教科用図書一覧となっております。ご確認いただき、採択をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

中川委員長

ごらんいただいて、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。
よろしいですか。

(なし)

中川委員長

特にないようですので、採決に入ります。
議案第35号について採決します。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、議案第35号を決定することといたします。

続きまして、議案第36号、平成29年度使用千代田区立中等教育学校（後期課程）教科用図書採択について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

議案第36号をごらんください。本議案は、中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いするものでございます。

中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の選定について、中等教育学校（後期課程）の教育課程は、生徒の実態が非常に多岐にわたりますので、東京都立高等学校同様、校長の権限と責任で教科書を選定することとなっております。本区においては、区立九段中等教育学校長が選定したものを、学校を設定する千代田区教育委員会が毎年度採択することとなっております。所定の手続を踏んで、九段中等教育学校の特色ある教育課程や生徒の実態に応じて選定した教科用図書について、7月26日の教育委員会定例会でご協議いただきました。このたび、採択候補を一覧としてまとめ、議案として提出させていただいております。こちらもよろしくご審議のほどお願いいたします。

中川委員長

説明が終わりました。
どうぞ。

金丸委員

後期課程に関しては、小学校、中学校と違って、一定の期間同一の教科書という指定はないということですのでよろしいんですか。

指導課長

はい。単年度ごとでございます。

教育長

その趣旨から、私も、学校長から上がってきた今回の選定教科書につい

て、特に前年度と教科書会社が変わっているものについて確認をさせていただきました。

私なりの意見を述べますと、まず、国語総合現代文編については、筑摩書房から大修館に替わっています。筑摩書房が評論、小説、随想、詩歌を交互に編さんしているのに対して、大修館の教科書は、評論、文学、随想、詩歌の順番に編さんされ、ジャンルごとの教材がわかりやすくなっている。また、自然科学に関する評論も取り上げられていて、興味を引く内容になっているものと思いました。

次に、国語総合古典編については、筑摩書房の教科書が、説明文が割と平板で、文字も小さ目でやや読みづらい感があったのに対して、大修館のものは、巻頭の数ページにカラー刷りのわかりやすい資料が掲載されていること、また、原文と説明文がわかりやすく切り分けられているところから、かなりわかりやすい教科書になっているという印象を受けました。

次に、倫理については、昨年度の実教出版と、学校から今年度上がってきた清水書院について調べたところ、それぞれよさがあり、実教出版は写真や図版が多用され視覚的にわかりやすい、また、人物に焦点を当てて、丁寧に考え方を説明しているという印象を受けました。一方、今回の清水書院は、理念や観念にスポットを当てて丁寧に解説している、また、全体的に教科書としての情報量が多いという印象を受けました。

次に、化学については、啓林館と比べて、数研出版のものは写真や図表が多用され、色使いも豊富で視覚的にわかりやすい教科書になっているという印象を受けました。

次に、地学基礎については、数研出版のものが、版が比較的小さくやや読みづらい印象を受けたのに対して、実教出版のものは、版が大きくわかりやすいこと、また写真が豊富であること、さらに、見開き1ページに1つの内容がおさまるように編さんされていて、わかりやすいものになっているという印象を受けました。

次に、美術については、光村出版のものが、大判でカラフルな写真を多用し、きれいで興味を引く、また、現代アーティストも興味深く取り上げられているという特徴があるのに対して、日本文教出版のものは、ページ数が多く、また美術史や技術に関する技法を補足資料として豊富に取り上げていて、丁寧なつくりになっているという印象を受けました。

次に、コミュニケーション英語Ⅱについては、これまでの文英堂のものが、写真を多用し生徒の興味を引く編さん内容になっているのに対して、啓林館のものは、取り上げられている教材そのものがかなり高度な内容のものになっていて、中等教育学校の生徒にふさわしいものという印象を受けました。

次に、コミュニケーション英語Ⅲについては、啓林館のものと比べて、文英堂のものは、教材そのものの内容の量がかなり豊富だという印象を受けました。

次に、英語表現Ⅰについては、文英堂のものと比べて、今回の三省堂のものは、版が大きくわかりやすいこと、また基本例文を豊富に取り上げているという印象を受けました。

次に、英語表現Ⅱについては、文英堂のものが、教材の量は豊富であるが、日本語の説明が少なく、若干わかりにくい内容になっているのに対して、啓林館のものは、版そのものが大きくなって、見やすくわかりやすい編さんになっていること、また、日本語の説明をうまく挿入し、生徒の理解を促進する編さんになっているという印象を受けました。

最後に、情報の科学については、数研出版のものが、文字サイズが大き目でわかりやすいのに対して、今回の日本文教出版のものは、プログラミング教育など、時代の進歩に対応した課題に適切に対応した教科書になっているという印象を受けました。

比較の中で、今回校長から上がってきた教科書については、編さんあるいは内容、見やすさ等を見た場合に、現在の中等教育学校の生徒にふさわしい内容のものとして選定されているという印象を受けましたので、これによろしいというふうに思いました。

中川委員長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

金丸委員

特にありません。

中川委員長

いいですよ。どうぞ、古川委員。

古川委員

私も簡単に、今年度替えになっている教科書について申し上げます。

選定理由の内容がそのようであるかどうか見てまいりました。

国語総合の大修館のものです。選定理由に、表現分野は実践的であり使いやすくとありますが、本当に簡潔にまとめられているなという印象を持ちました。

すみません、今のは現代文編です。

古典編についてです。選定理由で、難易度も配慮されており、扱いやすい配置であるとありました。古文、漢文、入門編があり、訓読など基礎の説明が丁寧だなという印象を持ちました。

次に、美術Ⅰについてです。選定理由に、全体的にボリュームがあり、多岐にわたっているんなことが網羅されているとありますが、前年度のものとは比べて、全く内容のボリュームが違って、4年生でこれは扱うということで、たしか6年生でも扱うのでしょうか。この1冊で内容を濃く学習できるのではないかなと思いました。

続いて、情報について。情報の科学、日文のものですが、選定理由で、知識面と技術面での双方での必要な内容が広範囲にわたって網羅されているとありました。知識面と技術面ということが、ネットワーク編、問題解決編となっていて、同等の分量があり、それぞれの割合が適当ではないかなと思いました。

以上です。

中川委員長 ありがとうございます。

採択に当たって、選定理由の中によく入っているのが、現在の中等教育学校の生徒にふさわしいとか、意欲のある本校の生徒にふさわしいという書き方で理由づけがされているんですけども、今、金丸委員もおっしゃったように、毎年採択するんでしたら、その時々で生徒も変わってくると思うので、今こういう状態だからどういう教科書にするということ、もうちょっと具体的に書いてほしいなということを感じました。

採択の前に私たちも、今の状態というのを、レクチャーを受けるということをしてから教科書を選ぶようにしたいなというふうに思いました。

どうぞ。

指導課長 ご指摘ありがとうございました。今後の採択の手続について生かしてまいります。

中川委員長 わかりました。

ほかはよろしいですか。

(なし)

中川委員長 それでは、議案36号について採決します。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長 全員賛成につき、議案第36号を決定することといたします。

次に、議案第37号、平成29年度使用特別支援学級教科用図書採択に入ります。指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 議案第37号をごらんください。本区の千代田小学校と麴町中学校に設置しております特別支援学級で使用する教科用図書について採択いただくものでございます。

学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や、教科により該当学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、ほかの適切な教科用図書を使用することができることになっております。特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用することができるように、毎年度採択をお願いしているところでございます。

特別支援学級設置校で調査研究した結果につきましては、7月26日の教育委員会でご協議いただいたところであります。ご審議のほど、よろしく願います。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

教育長。

教 育 長 毎年毎年、子どもたちの実態も変わっている中で、学校現場の先生方が、一人一人の子どもに合った教材を選ばれてきていますので、私は基本的に推選されている教科書を使うということによりよろしいというふうに思います。

中川委員長 ほかはよろしいですか。

(な し)

中川委員長 それでは、議案第37号について採決したいと思います。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長 全員賛成につき、議案第37号を決定することといたします。
以上で教科書採択についての議案は終了いたします。
続けてよろしいですか。

◎日程第2 協議

子ども総務課

- (1) 平成28年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施
- (2) 千代田区立九段中等教育学校学則の改正
- (3) 平成29年度 予算編成方針の策定

文化振興課

- (1) 千代田区立図書館 指定管理者の選定

中川委員長 続きまして、日程第2、協議に入ります。
平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施についてでございます。

こちらにつきましては、前回もご説明しましたように、地教行法に基づきまして、例年実施しているものでございます。

実施方法等につきましては、前回説明したとおりでございますが、本年度の対象事業といたします教育あるいは子育て関係の事業、それにつきまして前回皆様からご意見をお伺いいたしまして、その後、事務局で、また内部で検討いたしました。その結果、お手元の資料にございますこの9事業、こちらを本年度の点検・評価の対象事業として事務局案として考えているところでございます。

特に前回から変更したところといたしまして、4番の「基礎学力の定着」、それから5番の「運動能力の向上」、こちらにつきましては、教育のいわゆる基本的なところではございますが、予算とか決算の際には、事業項目としては従来なかなか出てきづらいところがありましたので、今回評価の対象ということで入れさせていただきました。

それから、前回入れてありました「特別な支援が必要な子どもたちに対する教育」、こちらにつきましては、今年度から特別支援教育のあり方が変わっているところもございまして、28年度の点検・評価は、27年度に行った分の点検・評価でございますので、今年度から変更がある特別支援につかま

ては、来年度以降、また新たに点検・評価の対象とすることが適当だろうということで、今回は外させていただきました。

ご説明につきましては以上でございます。

中川委員長

これにつきましては、前は27ぐらいの項目があったんですけども、その中で絞り込んでくださったということですね。これにつきまして、何かご意見がありましたらお願いいたします。

金丸委員

1点だけ。全然別なものだということはよくわかったんですが、1番と3番、同じ子ども支援課の担当の部署で、1番は、「代替園庭利用の公園・児童遊園の改修」の問題ですから、許認可やなんかについての対象として非常に手数だと思うんですけども、「子どもの遊び場確保の取り組み」、これ、国有地の一時利用含めた実質的にそこなんじゃないかと思うと、評価の対象として、要するに確保できるかできないかで終わってしまうんじゃないかと思うんですが。その使い方が問題であれば、確保した後、少したってからでないという意味がないでしょうし、そこはどんなもんなのかなという感じを受けました。

中川委員長

もし前回事務局からお示しいただいた表を見たければ、ここにありますが、ごらんにならないでいいですか。

金丸委員

私は、今のは誤解かもしれませんが、何かイメージとしては、確保したか、しないかだけだと、評価の対象としては、確保しました、しませんだけになっちゃうので、それだったら、確保した後に、その利用実態も含めての評価のほうが意味があるんじゃないかという印象を受けたという、そういう趣旨です。

子ども総務課長

「子どもの遊び場確保の取り組み」につきましては、平成25年度に子どもの遊び場確保に関する基本条例が施行されてから、さまざま取り組みをしてきたところでございます。その取り組み自体は、昨年度も続けておりますので、国有地の一時利用というのは、昨年度新たにできたものですが、今回の評価対象はもちろんこれに限るものではなくて、従来から行っております子どもの遊び場確保、子どもの外遊びをどうやって進めていくかという、そういった観点からの取り組みについて全て含むということでございますので、その点をご了承いただきたいと思います。

中川委員長

そうすると、1番と3番というのは大分密接に関係はしてきますね。

子ども総務課長

一応の仕切りを申し上げますと、1番につきましては、これは代替園庭ということですので、主に未就学の、小さなお子さんたちのためということで、3番の子どもの遊び場確保は、主に小学生を対象とした子どもの外遊びの促進という、そこで若干の違いがございます。

中川委員長

遊び場は随分と増えたとは思いますが、そこでどういう環境になっているかということ、一回きちんと調べておく必要がありますね。よろしくお願いたします。

それでは、この件についてはただいまご議論いただきました内容を踏まえて、事務局でまとめていただくということによろしいですか。

子ども総務課長
中川委員長

はい、お願いします。

次に、千代田区立九段中等教育学校学則の改正について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課より千代田区立九段中等教育学校学則の改正についてでございます。

こちらにつきましても、前回、学則の改正につきましても案をご提示させていただきました。この内容につきましても、昨年度の至大荘行事等をめぐるさまざまな問題の反省を踏まえ、中等教育学校の28条の懲戒の規定のところ、退学または長期の停学の場合には、学校経営評議会の意見を聞かなければならないというその手続を1つ入れるということ、それから、懲戒の基準についてあらかじめ定める必要があるという規定を置くという、この2点でございます。

前回いろいろご意見がございました教育委員会として定める懲戒の基準についてでございます。これにつきましても、今回の規則そのものではございませんが、あくまでも現在のところ懲戒の基準としてどういうところを考えているかということで、参考として挙げさせていただいているものでございますが、前回いろいろご意見がございまして、それをもとにほぼ全面的に改めさせていただきました。

すみません、1点修正がございます。冒頭の上から4行目、第28条第1項とございますが、これは、第5項の誤りでございます。申しわけございませんでした。

この内容についてでございます。こちらにつきましても、まず、前回案は、手続の部分につきましても、第三者委員会の提言内容をほぼそのままということで記載してございましたが、前回さまざまなご意見がございまして、流れがわかりにくいというようなこともございましたので、ほぼ全面的に改めました。その上で、重複する表現等につきましても、できるだけまとめるようにしまして、また、留意事項につきましても、ご意見がいろいろございましたし、その後の事務局内部での検討でもさまざまな意見がございましたので、より詳細な記載というふうになってございます。

全体の流れといたしましては、前回は事実確認をした後に、処分方針案の作成及び決定し、通告し、執行するという流れでございましたが、通告の前に決定があるという、この流れがわかりにくいというご意見もございました。また、懲戒処分の手続といたしまして、いきなり懲戒処分をするのではなく、必ず指導を十分尽くした上で懲戒処分を行うということ、今回の事案の反省から指摘されたところもございまして、それを明確にすることで、事実確認の後、特別指導や必要な指導は全て行い、それでもなおかつ処分が必要だという場合には、処分の方針案を作成した後に通告し、対象の生徒あるいは保護者の弁明の機会を与えて、その弁明を聞いた上で決定し、その後に執行するという、そういった流れをはっきりさせるようにしてみました。

では、資料のほうをごらんください。

初めの1番につきましては、前回と同じでございます。

2番につきましては、表現をより簡略化させていただいて、ほかの部分との重複部分は削除させていただき、このような表現とさせていただきます。

3番の懲戒処分の手続でございます。

こちらにつきましては、まず、事実関係を把握するというので、最初に事実関係の把握でございます。

次に、(2)として、先ほど申し上げましたように、特別指導を入れさせていただきます。学校は、問題行動があった場合には、まずは特別指導を含めた指導を行い、最後まで指導を尽くした上で、なおかつ特別指導の範疇を超えたと判断した場合には懲戒処分を行うことが原則という、そういった流れでございます。

それから、3番といたしまして、処分方針案としました。前回は、ここで処分方針の決定となってございましたが、通告の前に決定があるというところが、手続的に誤解を招くということで、このように3番としては処分方針案の作成という形にさせていただきました。

4番目といたしましては、通告ということでございます。こちらは、処分内容として考えているところを通告し、意見表明の機会を付与するというのでございます。

それから、5番目といたしまして、処分対象者の意見表明を受けた上で、その意見表明の内容が処分を撤回あるいは変更をするに足りる十分な理由がないと判断した場合には、処分を決定するという形になります。

それから、最後は執行ということになりますが、その後、7番目といたしまして、その他ということで、執行後に問題行動の把握等から処分に至るまでの関係書類の整理、これにつきましての1項目を設けさせていただきました。

ご説明につきましては以上でございます。

中川委員長

ありがとうございます。

説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら。

金丸委員。

金丸委員

非常に明快でわかりやすい文章になったと思うんですが、3点ご質問させていただきます。

1つは、2ページ目、1枚目の裏側の(2)の前ですけれども、⑨として、「事情聴取等を行うにあたっては、生徒や関係者の基本的人権に十分配慮するとともに、聴取の記録においては、個人のプライバシーの保護に十分配慮すること」と書いてあって、文章自身は極めて、一見普通に見えるんですけども、この後半がどういう趣旨なのか、もう一つよくわからない。要するに、プライバシーじゃなくて、聴取等について基本的人権を十分配慮するというのは十分にわかるんですけども、その後の「聴取の記録において

は、個人のプライバシーの保護に十分配慮する」という意味が、要するに、記録そのものには、手は多分触れられないので、その保管に注意するという意味なのか、それとも、それ以外の意味があるのかというところが質問の第1点。

第2点は、今度は、(2)の中の③、「特別指導を行う場合は、当該問題行動以前の指導経過、過去の指導事項や内容、保護者との連絡状況、反省状況等についてまとめておくこと」と書いてあるんですけど、よく考えてみると、これらは全部問題が起きる前のことですよね。要するに、問題行動以前の指導経過なんていうのは、問題行動が起きる前のことです。ここをまとめておかなきゃいけないのは、これについてではなくて、すべからくそういうものをまとめるという趣旨なんじゃないかという疑問があります。

それから、3番目は、これは文章の問題なんですけど、次、3ページ目の「留意すべき事項」の③、「弁明及び意見表明は、原則として校長にあて書面を提出することによる」、ここまではいいんですが、「書面の提出にあたっては、通告の日から7日以上期間の猶予を与えなければならない」と書いてあります。文章の面というのはどういうことかという、前半部分は、文書の提出ですから、実は生徒もしくはその保護者の行動を意味しているのに対して、あとの文章というのは、学校長側の行動なものですから、ちょっと文章を少しわかりやすくしたほうが誤解がないかなと、こういうふうに思いました。

中川委員長

ありがとうございます。

子ども総務課長

では、お願いいたします。

ご指摘ありがとうございます。

では、初めの(1)の9番、「事情聴取を行うにあたっては」のところですね。こちらの「聴取の記録」ということですが、こちら、今、金丸委員からご指摘があったように、確かに1点としてはまず、記録の保管ということがございますので、これはもう、当然のことながら、個人情報情報の保管の手続に従って対応しなければならないという、これはもう、当然のことです。あえて確認的に記載したものでございます。

それから、保管の一部に含まれるという形にはなるかとは思いますが、このさまざまな手続を進める過程におきまして、例えば保護者ですとか、本人からこういった記録を見せてほしいとか、いろいろな問題が出てきます。また、第三者といいますか、関係者からそういったものを見たいという要望等も出てくる事態が想定されますので、そういったものにつきましては、当然のことながら、法令の規定に従ってやっていくということで、プライバシーの保護に十分配慮するという、すなわちプライバシーについて定めた法令に従って手続をするということですが、そういった趣旨でこちらは記載させていただきました。

ここ、特に退学処分等がされる場合には、かなり生徒のプライバシーに立

ち入った内容になるかと思しますので、あえてもう一度記載することによって、対応する教員その他の職員については、個人のプライバシー保護に十分注意してくださいという注意規定ということで書かせていただいたものでございます。

それから、2番目の特別指導のところですけど、この特別指導を行う場合には、過去の指導事項や内容、保護者との連携状況、それから反省状況等にまとめておくことと記載させていただきました。実は、これは東京都の規範意識の育成に向けてという指導の手引きのようなものがあるんですが、そちらに記載されていた内容でございます。委員がご指摘のとおり、過去の指導事項や内容というのは、これはもう、当然過去に指導した時点でまとめておかなければいけないものですので、この新たに問題行動が起こったことによってまとめるというよりも、むしろ問題行動を起こした生徒について、過去にどういったことがあったかということを改めて確認するという、そういった意味合いというふうに捉えてございます。ですので、この問題行動が起こったからといって、過去にさかのぼって何かを改めてまとめ直すとか、そういう趣旨ではございませんので、そこはご理解いただきたいなと思います。

次に、ご指摘がありました、③のところ、確かに委員がご指摘のとおり、前半は対象が生徒あるいは保護者ということで、後半は校長あるいは学校ということになりますので、ここは、改行するなり、項目を変えるなりして、わかりやすくしたいなというふうに考えます。

以上でございます。

中川委員長

わかりました。

よろしいでしょうか。

(了 承)

中川委員長

それでは、ほかにはよろしいですか。

教育長。

教 育 長

今の金丸委員のご意見を踏まえて、直すべきところは直して、次回議案という形で提案し、ご議決をいただくようにさせていただければと思います。

中川委員長

次に、平成29年度予算編成方針の策定について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、平成29年度の予算編成方針についてでございます。

本日、資料を一部おつけしてございますが、こちらは29年度ではなくて、本年度、平成28年度の予算を編成する際に、昨年度作成いたしました部の予算編成方針でございます。こちらは、本日参考ということで出させていただきました。

平成29年度、来年度の予算を編成するに当たりまして、同様に予算編成方針を策定することが求められてございます。子ども部といたしまして、どのような予算編成方針をするかについて決定する前に、委員の皆様、来年度こういったところに重点的に予算を配分すべきだとか、あるいはこういった事業を行ってほしいとか、そういったご要望、ご意見がありましたら、こ

の場でお聞きしたと思ひまして、本日こちらのほうに協議事項として挙げさせていただきますところでございます。

昨年度のところにつきまして、若干ご説明させていただきますと、まず、改定基本計画、ちよだみらいプロジェクトの施策の目標に従ひまして、28年度の取組目標を幾つか整理させていただいております。保護者の多様なライフスタイルに応じた子育て環境というところでは、やはり保育園、学童クラブの待機児童ゼロ、保育供給量の量的拡大ということと、並びまして、保育の質の向上ということ、こういったことを取組内容として挙げております。

それから、施設の整備につきましては、こちらは既に開園いたしました、麴町保育園の開園、それから四番町保育園、児童館についての整備構想、こちらを本年度の予算編成に当たっては挙げたところでございます。

それから、安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりということで、こちらにつきましては、まず、相談機能の強化、それから、子育て支援人材と子育て世帯の交流、それから、児童虐待の防止、早期発見など、ご家庭における子育ての悩みにどういった形で対応していくかということについて取り組みを挙げているところございました。

それから、次に、他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育ということで、こちらは、共育大綱あるいは共育ビジョンでも挙げさせていただいた共育という考え方、こちらに基づきまして、目標を立てたところございますが、大きな問題となっておりますいじめの問題、それから、自然体験、社会体験などの体験活動、それから、幼児期の教育の充実ということで、就学前教育と小学校との連携、あとは、特別な支援が必要な子どもたちへの支援ということで、通級指導等につきまして挙げてございます。

それから、次へ行きますと、グローバル社会で活躍する資質・能力を育てるということで、こちらにつきましては、特に学校教育の内容でございますが、ティーム・ティーチングとか習熟度別の少人数指導、それから中等教育学校につきましては、中等教育学校の成果と課題の検証と、在来型中学を含めた特色ある中等教育の推進ということ、それから、少子化を見据えた質の高い小規模教育の調査・検討、さらには、最近、これは昨年この委員会でご指摘ございましたが、教員の負担が増加し、教員が子どもと向き合う時間をどうやって確保していくかということで、非常勤講師の配置活用ですとか、あとは、教員等の資質・能力の向上のための機会の充実ということを挙げてございました。

それから、グローバル社会に対応する人材の育成ということで、国際教育、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした多文化理解と自国の文化への理解、もう一つはICTを活用した教育の推進ということを挙げています。

最後に、児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えるということで、子どもが安全安心にして過ごせる地域づくりの推進ということと、子

どもを育む教育施設の整備ということで、教育施設の整備については、児童数の増加を踏まえた小学校の普通教室の増、それから現在も改築が進んでおります九段小学校、幼稚園等の整備、それからお茶の水小学校・幼稚園の整備、あとは、和泉小学校、いずみこども園の整備、こちらにつきましての基本構想の検討ということで挙げたところでございます。

本年度はこうしたことを取組内容といたしまして予算のほうを策定させていただきました。来年度予算につきまして、委員の皆様からご意見等がございましたら本日も伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

中川委員長

説明が終わりました。この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員

必ずしも質問にならないのかもしれませんが、お茶の水の小学校の件は、そろそろ方針がある程度見えるようにしていかないといけないし、また予算化をしていかないと、結構時間がかかりますね、あれ。そういう意味では、実は29年度の予算化には載せざるを得ないんじゃないかというふうに思っていて実際にはどうなんですか。そこまでに至っていないということでしょうか。

中川委員長
教育担当部長

お願いします。

今、これから地域に入りまして、協議会組織を立ち上げて、いろいろご意見を聞きながら方向づけをしていくということで考えておりまして、現時点では、年度内で一定の方向性を決めて、来年度に向けては基本設計の作業に入りたいということで現在準備をしているところでございます。いずれにしましても、地域の方がいらっしゃいますので、ご意向を踏まえてやりますので、若干その予定自体は前後する可能性もありますが、現時点では今申し上げたような予定で考えているところでございます。

金丸委員

ありがとうございます。

中川委員長

よろしく願いいたします。

そのほかにはいかがでしょうか。

金丸委員

あと、もう1点だけ。今、現実がちょっとわかっていないので、もしかしたら私の誤解なのかもしれませんが、私の子どもたちが小学校に行っていた時代は、区小Pというのがあって、区小Pがたしか主体となって、保護者に対するいろいろな講演や何かの事業をして、人を集めてやっていたよね。それは今も行われているのでしょうか。

子ども総務課長

今現在、PTAの研修会につきましては、中学校のほうでは行われておりますが、小学校については行われておりません。

金丸委員

それを受けてなんですが、できればやっぱり、この前も区長との総合教育会議でもちょっと申し上げましたけれども、やはり保護者の人を巻き込まないと、学校をよくしていくということについては、やっぱり学校内部だけでは無理があるので、そういうようなことのための企画というか、計画を出せる方向に検討するべきではないかというふうに思っています。

子ども総務課長

今、金丸委員からご指摘がありました。確かに例えば総合教育会議の議論の中でも、やはり家庭教育が大事であり、それはもう、基本としてあるということで、その上でどうやって学校教育あるいは地域として家庭教育をサポートしていくかという、そういった構造の中でやっていくには、やはり家庭教育に対する何らかの支援というのは必要で、その1つとして、一種の啓発活動としてPTAを通じた研修会というのは考えられるところではあるかと思いますが。

総合教育会議の議論でもありましたが、なかなか教育委員会として、家庭教育はこういうものだというふうに入って行くというのはなかなか難しいところがございますので、課題として持ち帰らせていただいて、検討させていただければなというふうには思います。

中川委員長
教 育 長

教育長。

学校と保護者なり地域のかかわりというのが、これからの学校のあり方として注目されていて、国でも、今後、学校が単に地域に開かれた学校というところから、地域とともにある学校に転換していくという考え方から、前に少しお話しさせていただいたように、学校をコミュニティスクール化して、保護者なりあるいは地域の方々による学校の経営方針の承認をうける、学校運営に関する意見を聴取するなどの動きになっています。

また、今、学習指導要領の改訂が進められていますけれども、その案の中でも、「地域に開かれた教育課程」というような言葉も使われています。学校がより地域と関係が強めることによって、地域の中で求められる学校運営をしていくということと、保護者なり地域の方々についても、学校運営なり、授業なりへの支援をより深めていくというような方向性が求められています。そのために、学校とPTAなりあるいは地域と関係、千代田区はこれまでもかなり強い関係が維持されていますけれども、より強めていく方向が必要というふうに思っています。

その方向のひとつとして、中学校を今年度からコミュニティスクールにしましたけれども、来年度はそれを、小学校にも発展させていきたいというふうに考えています。学校と地域と関係より強めるような形での予算の編成をしていきたいというふうに思っています。

それから、中学校や小学校のPTA等からも、教育委員会にいろいろご意見をいただいていますので、教育委員会として何らかの対応が必要なものについては、その要望を踏まえて、適宜予算化をしていきたいというふうに思っています。

中川委員長

やっぱりこの区小Pが消滅したというのは、時代の流れというのもあると思うんですね。それに対してコミュニティスクール、学校運営協議会が中学はもう、立ち上がっていますけれども、やっぱりその辺を活用して、そこで学校と保護者たち、それから教育関係者、それから地域とを巻き込んで新しい形を作るということは、教育委員会が主体的にやっていかなければいけないことかもしれないので、私たちも考えていきたいなというふうに思いま

教 育 長

す。

今まで、どちらかというところ、学校というのは、PTAとの協力関係の中でいろいろな事業をやってきたところがあると思っています。ただ、最近、PTA活動に積極的に参加する方が減ってきたりとか、あるいはそもそもPTAへの加入は任意じゃないかとかの議論が起きる中で、PTAのあり方自体が見直されています。

一方で、地域とともにある学校ということで、これからの学校は、地域コミュニティの1つの核として、地域の期待に応え、また、地域の教育力を受け入れる形での学校と地域の関係づくりが求められるようになってきていて、これまでの学校とPTAだけのあり方とは違った形での学校運営についての考え方も示されています。例えば学校にコーディネーター的な人物を置いて、その方が学校と地域をつないでいろいろな事業の企画とか提案とかを仲介する形で活動していこうというようなあり方も示されています。

千代田区も今後、意思決定についてはコミュニティスクール化を進めるとともに、学校と地域が一体となった事業運営については、PTAだけにとらわれずに、町の方とか、あるいは企業とかも含めてかなり広い支援体制をつくる中で運営していくという方向性を追求していく必要があるというふうに思っています。

中川委員長

ただ、やっぱり私は古い人間かもしれないんですけど、PTAの大事な意義は、先生と保護者がきちんと同じ立場で子どものことを考えるという組織ですから、やっぱりそこはきちんと確立していかないといけないんじゃないかなと思うんですね。その上でのいろいろ学校運営協議会なりの活動になると思います。

金丸委員

よろしいでしょうか。私はもしかしたらノスタルジアで事を思っているのかもしれませんが、実は大分昔の校適配でなくなった永田町小学校というのは、当時、帰国子女の受け入れ校だったんですね。どういうことが行われていたかという、帰国子女の親たちが、英語だとかスペイン語だとか、そういう言葉を駆使できる状況の中で、ボランティアで学校に参加して、その子どもたちの教育について通訳的な立場で指導していたという時期が結構長く続いていたんですね。僕は千代田区という地域性から考えると、もちろん親の今の状況は若干違っているでしょうけども、そういうことができるだけの人材は持っているんじゃないか。そういう形で、学校との協調関係がつかれるとすると、要するに、家庭はこうじゃなきゃいけないという話じゃなくて、もっとスムーズな学校と保護者との関係がつかれるんじゃないかという気持ちを持っておりまして、先ほどのような発言になりました。

中川委員長

さまざまな意見が出ましたけれども、基本に戻りまして、予算編成という点で、何か具体的にこういうことをしてほしいとかありますか。

これから、29年度というのがどうなのかというのは、今決めなきゃいけないというところもあるんですけども。

細かいことではあるんですけど、幾つかちょっと、聞いたところをお願い

すると、学校の環境整備ということで、大きな整備は行われているんですけども、例えば九段中等の図書館なんですけども、電灯がすごく暗くて、読書をする環境ではなくて困っているということ、養護の先生なんかもおっしゃっていたということで、やっぱりそういう細かい点を少し見ていただきたいなということは思います。

それと、保護者が困っていることとして、学校の会合に参加するときに、一時保育というのがあったのですが、それがなくなっちゃったという話を聞いたんですけど。そういうことはきちんと細かくケアしてあげないといけないんじゃないかなというふうに思うので、ぜひよろしく願いいたします。

教育担当部長

ちょっと今2点ご指摘いただきまして、まず1点目の設備的な面のお話ですよね、そういったものは、当然現場からの要望をきちんと聞いて対応していくというのが基本だと思っておりますので、来年度に向けてと言わず、即応できるものはすぐ対応していきたいというふうに考えております。

それと、2点目なんですけれども、これは、実は保育を請け負っていただいていた業者さんとちょっと、いろいろと保育環境の面であったり、あと、実は実際の運営面で少々行き違いがございました。一時的にその運営をやっていたところから、ちょっと対応できないということで、ご辞退をされたというような状況もございます。しかしながら、ご指摘いただきましたように、非常に保護者の方が参加するためには必要な環境だというふうにも思っておりますので、今、再開に向けて鋭意努力をしているところでございます。

必要な予算面に関しても、来年度に関しましても、措置をしていく予定でございます。

中川委員長
副参事(特命担当)

お願いいたします。

すみません。具体的な名前が出たんで、九段中等の大井ですけど、お話しさせていただきます。

中川委員長
副参事(特命担当)

これは図書室が暗いということじゃなくて、書架の部分なんです。

書架。

書架。本を並べているところですね。蛍光灯の配置が、それと実際の書棚を配置するところのぐあいが悪くて、すき間のところに書架が設置されると、それで暗いということなんです。それは平成22年、23年にかけて、改修工事をやったんですけども、そのとき自体の問題ということなんです。これは別に学校のほうの要望がきっとそこまで出ていなかったんだろうと思うんですね。それで、実際の照明計画と違う書架の設置の仕方をしたというところに大きな問題があるということ。図書室が暗いということではないんです。その辺のところについて、学内できちっと話をせずに、区長のところに持って行ったり、教育委員長のところに話を持って行ったり、そういうやり方は好ましくないということで、学内では話をしているところです。

中川委員長

そうですね。ただ、どちらにしても、どこから話が来たかわかりませんが、やっぱり子どもたちが本を読みたくなる環境をつくらなきゃいけない

ということが一番大事なわけですから、もし九段中等でも、図書室に限らず、ちょっとここはおかしいんじゃないかというところがあったら、それは言っていただいたほうがいいと思います。

副参事(特命担当)

今、学内でやっているのは、各教室だとかいろんな部屋について、責任者を設けて、その責任者がきちっと確認をする、安全点検であるとか、そういう基準や何かに合わないところ、使い勝手の悪いところについて確認をしましょうという取り組みをしているところです。

そういうのに基づいて、学内でまず第一義的にそういう話をしていくというのがまず第一だろうというふうに思っております。

中川委員長

そうですね。予算を組んじゃったという話になることがあるので。

副参事(特命担当)

今回の件については、学内で予算を持っていますので、それでもって今年度で対応しようということで考えております。

中川委員長

わかりました。よろしくお願いします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

では、この件に関しましては、改めて事務局でまとめていただくということで、よろしいですね。お願いいたします。

次に、千代田区立図書館指定管理者の選定について、文化振興課長より説明をお願いいたします。

文化振興課長

本日は、千代田区立図書館の指定管理の選定についてということで、協議事項として出させていただきます。

現在、区内にあります5つの図書館を、2つの指定管理者に委ね、現在事業を行っているところです。2つの指定管理者の指定期間が、29年3月31日までということになりますので、今回新たな29年度からの指定管理者の選定を行いましたので、その結果について経過をご報告させていただきます。

まず、募集要項、業務水準書を公表したのは5月5日でございますけれども、1枚目のペーパーの4番目、選定委員会、委員のほうは別紙1のほうにございますが、学識経験者を初め、区の部課長で構成されてございます。

その選定委員会で、1枚目にお戻りいただきまして、第1回目の選定委員会で募集要項、業務要求水準書のほうを確認しまして、5月5日にホームページ及び広報にて公表いたしました。その後、募集を行いまして、選定基準として、(3)の①から⑦の基準に基づきまして選定を行いました。

(4)の②のところですけども、7月4日に第2回選定委員会で、第1次選考を行いました。こちらは書類選考になります。応募団体は1団体ということで、この1団体を1次審査の通過団体にするかどうかということで、書類審査を行い、通過団体として決定いたしました。

引き続きまして、③のところ、8月2日に第3回選定委員会を行いました。事業者のほうからプレゼンを行っていただきました。

その結果、大きな2つ目のところ、指定管理者候補者ということで、千代

田ルネッサンスグループ、代表企業が株式会社小学館集英社プロダクションからなります6社の構成企業となっております。こちらを指定管理者候補者として決定いたしました。

指定期間は29年4月1日から34年3月31日までの5年間となっております。

この後の予定ですけれども、教育委員会のほうにこの案件を議決いただきました後に、平成28年第3回定例会の議案として付議をさせていただき予定となっております。

私からの報告、協議事項は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございます。

この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

公募して、複数の業者から出てきて、それを選ぶというのは非常に意味があることだと思うんですけども、1社しか出てこなかったというのは、条件が余りにもきつかったのか、どういうところに原因があったということなんでしょうか。

文化振興課長

千代田区の図書館は、リニューアルオープン以降、先進的な取り組みを行ってございまして、従来の図書館業務以外に、情報の発信ですとか文化の発信という事業を積極的に行っているところなんです。特に日比谷図書館におきましては、文化的な発信という機能が大変大きくなってございまして。その辺で、他区の図書館を担っている事業者では、ちょっとハードルが高くなってしまったのではないかとこのように分析してございまして。

中川委員長

はい。よろしいですか。

金丸委員。

金丸委員

その情報発信のところの問題だとすると、果たして全部を1つの業者に任せるのが適切なのかどうか。要するに今まで2つだとおっしゃいましたよね。その辺も、もちろん結果としては1つのほうがいいのかもたぶんありませんけれども、この結果を受けて、次に向けてやっぱり検討はする必要があるんじゃないかというふうに思っています。

文化振興課長

今回、従来2つの事業者に委ねていたものを1つの事業者にしたという経緯は、やはり図書館それぞれの事業者には特色はあり、連携が図れてはいるのですが、大きなところでやはりずれてしまったりという事象もありまして、学識経験者の方々の意見もいただいたところ、1つの事業者にしたほうが、効率的、効果的な事業を行えるのではないかとこのようにご意見があり、今回1つにして公募したということではございます。

しかし、ただいま委員のほうからご指摘をいただきましたように、今後、次の指定管理の事業者の選定に向けては、今回の結果がどうだったかということも踏まえまして、再度検討していきたいというふうに思っております。

中川委員長

いかがですか。

指定管理についてはそういうことだと思うんですが。ちょっとお話しさせていただきたいんですけど。私は結構図書館を利用しているほうだなと思うんですけども、いろいろ今までにない取り組みをしていらっしゃることはとてもよくわかるんですけど、まずは区民ありきで、区民目線に立った上でいろいろ情報発信をする組織であってほしいなというふうに思うんですけども。

例えば区民サービスということで考えると、パソコンを扱える区民席は、今、9席しかないんですけども、区民席がいつも埋まらないから、9席になっちゃったという話があります。ただ、例えば私なんか急に何か調べたいと思っても、ほかの場所もいっぱいになっちゃっていて、どこにも入る場所がなくて、パソコンを持ってうろろろするというようなことがあるんですけども。そういうとき、区民にとって本当にちゃんとサービスができているだろうか図書館として考えていただきたいなと思います。

それと関連してなんですけども、施設の中の見直しということで、高校生の自習室ですけども、それが隅のほうに追いやられて、この間も覗いてみたらもう、ぎっしり入っていました。余裕を持って勉強できるんだろうかという感じだったんですね。

それから、10階に行ってみたら、ついたての後ろのほうは席があいていて、ここは職員や何か打ち合わせをしたり会議をする場所ですというふうに書いてあるんですけど、会議をするのは別のところできるんじゃないかなというふうに思います。そういうところをもうちょっと自習室や何かにしてあげるとか、子どもたちのために使う場所にしてみてもいいんじゃないかなということを感じました。

あとは、日比谷図書文化館のほうでも、パソコンを使えるようになったのはいいんですけど、あそこで充電だけをするのはおやめくださいと書いてあっても、利用している人がいて、やっぱり目配りも必要じゃないかなということを感じたりしています。

せっかく新しい試みをやっているんで、それは、大事にしたいと思うんですけど、そういう基本的なことをきちんとした上でやっていただけたらいいのかなというふうに思うことがあります。

それから、あと、もう1点、エレベーターを入れてすぐ右のほうにコンシェルジュがいるんですけども、その前の場所のじゅうたんの上に、昔の千代田区の地図が張ってあって、そこだけ歩けないような感じの広い場所がとられています。図書館の目的からいって、そんなスペースが必要なんだろうかということ、それは個人的な問題かもしれませんが、思ったりとしました。

個人的なことも入って申しわけないんですけど、ちょっと、区民目線というのをもう一回考えていただけたらいいなと思います。

文化振興課長

ただいまいただきました意見を総合的に回答させていただきます。今、委員長のほうからいただきました意見は、区民の声等でもいただいている意見

でございます。私としましては、やはり日比谷図書文化館だけではなくて、こちらの千代田図書館も、在勤者の方を多く受け入れており、夜10時までオープンしているということもありまして、たくさんの方にご利用いただいているということはおうれしいことではあるのですが、一方、区民の方々が大変利用しにくくなっているということは事実でございます。

ですので、新たな指定管理期間に合わせて、もう一度全体のレイアウト等の見直しを図りまして、少しでも閲覧席をふやすことができないかなどを検討してまいりたいと思っております。

また、指定管理者に事業をきちんとやっていただくということは前提なんですけれども、事業者任せのままにするということではなくて、きちんと区のほうでチェックを入れながら、今後5年間を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中川委員長 よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

中川委員長 では、この件については改めて議案として提出し、決定することといたします。

では、次に移りたいと思います。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 移動教育委員会の開催(9月13日 九段小学校)

(2) 平成28年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等の開催

学務課

(1) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(平成28年7月)

中川委員長 日程第3、報告に入ります。

初めに、子ども総務課長より移動教育委員会の開催(9月13日 九段小学校)について報告をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課からの報告事項、移動教育委員会の開催についてでございます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

次回、9月13日の教育委員会は、九段小学校におきまして移動教育委員会の形で実施したいと思います。

九段小学校のほうで、道徳授業の視察を行いますので、よろしく願いいたします。

日程につきましては、こちらの資料に記載されているとおりでございますので、13時15分に直接九段小学校のほうへご集合いただければと思います。

ご説明は以上です。

中川委員長 はい、ありがとうございます。
この件に関しましてご意見、ご質問がありましたら。よろしいですね。
(なし)

中川委員長 では、特にないようですので、次に子ども総務課長より、平成28年度区立幼稚園、こども園、学校、保育園の運動会等の開催について、お願いいたします。

子ども総務課長 それでは、平成28年度区立幼稚園、こども園、学校、保育園の運動会等の開催でございます。
こちら、本日、資料のほうに、この秋に行われます運動会等の開催の予定を一覧にして記載してございますので、よろしくをお願いいたします。
最後に、麴町中学校と神田一橋中学校、それから九段中等教育学校については、それぞれ春に運動会は実施済みということでございます。
ご説明は以上です。

中川委員長 そうですね。ありがとうございます。
ことは小学校が同じ日なんですね。

子ども総務課長 そうです。

中川委員長 この件に関しましてご質問など、よろしいですか。
(なし)

中川委員長 では、次に移りたいと思います。
次に、学務課長より学校給食における食物アレルギー対策マニュアルについて報告をお願いいたします。

学務課長 それでは、学校給食における食物アレルギー対応マニュアル、こちらについてご報告させていただきます。
本日は、机上にそのマニュアルの冊子をお配りさせていただいておるところでございますが、本日は目の前にございます対応マニュアル案の概要をもってご報告させていただきたいと思っております。
策定の目的でございますけれども、現在、学校給食における児童生徒の食物アレルギー対応につきましては、文部科学省監修のもと、平成20年に発行されました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」等に基づき、取り組みを行っているところでございます。
このたび、教育委員会では、文部科学省及び東京都からこれまでの食物アレルギーに対する通知等も踏まえ、具体的な食物アレルギー対応について、区立学校に方針やマニュアルを示す必要があることから、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を初めて策定いたします。
当マニュアルでは、より一層安全かつ確実な食物アレルギー対応の実現に取り組むことができるよう、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方を示すとともに、特に事故防止の徹底を図るため、「そば」、「落花生」の2つの食物については提供禁止食材として指定をしているところが特徴となっております。

マニュアルの内容でございますが、全部で6章立てになってございまして、まずは食物アレルギーの基礎知識から始まりまして、次いで、今回メインとなります学校給食における対応として、こちらは基本的な考え方から対応内容が決定するまでの章と、献立作成から提供までの章に分けてお示しをさせていただきます。

その他、学校給食のほかにも、調理実習や校外行事・宿泊に伴う場合の食に関する学習活動での対応や緊急時の対応、学校・保護者の役割分担などについてまとめさせていただいているものでございます。

このマニュアル策定の経緯及び今後の予定でございますが、ことしの2月にマニュアル（案）を作成し、各学校に配付し、確認を依頼してございます。3月に各学校からの意見をいただきまして、それを集約した修正版のマニュアル（案）を作成いたしまして、学校保健会、学校医部会のお医者様に確認を依頼して、確認をしていただきました。その確認したものをもちまして、再度夏休み期間中に各学校で最終確認をお願いしているところでございます。

9月上旬にはその意見をまた再度集約しまして、9月に策定をさせていただきます。今後でございますが、これから来年の就学に向けて、保護者、就学時健診、入学説明会等でも学校給食における食物アレルギー対応についても周知をさせていただくとともに、来年の29年4月からは、当マニュアルに則した運用を開始させていただく予定でございます。

なお、今回のマニュアルは、学校給食を対象としてございますけれども、幼稚園や保育園休職における対応につきましては、平成24年に食物アレルギー対応マニュアルを策定していますが、今回の学校給食における対応マニュアルの策定にあわせて、保育園、幼稚園のマニュアルにつきましても、ことしの12月に改訂をさせていただく予定となっております。

説明は以上でございます。

中川委員長

説明が終わりました。この件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

学務課長

これは保育園やこども園も同じ、共通しているんですか。

アレルギー対応という面では、基本的に共通でございます。既に保育園、幼稚園のほうにつきましては、マニュアルを策定して、それに基づいて運用しているところでございます。既に策定済みの幼稚園、保育園を対象としたマニュアルにつきましては、今回の学校給食のマニュアル策定に準じて、ことしの12月に改定をさせていただく予定となっております。

中川委員長

よろしいですか。

(なし)

中川委員長

それでは、この件に関しましてはどうぞよろしくお願いいたします。

次に、指導課長より、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告をお願いいたします。

指導課長

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の7月の状況についてご報告い

たします。

まず、いじめについての報告です。

今月は7件の報告となっています。小学校が6件、中学校が1件です。うち、小4の1件が今月新たに報告された案件です。

小学校の案件は、5月に起こった事案でしたが、学校で内容を精査した上で、いじめの認識となりました。学校で指導を行った結果、小康状態となっております。

中学校の案件は、学校での指導の結果、今月で解消に至ったとの報告が上がっております。

続いて、不登校についての報告です。

今月は、前月より、小学校で1名ふえ、合計20件の報告です。内訳は、小学校5件、中学校・中等教育学校前期課程で13件、中等教育学校後期課程で2件となっております。中学校では1名が学校復帰を果たしております。

最後に、適応指導教室の利用者数です。今月は前月と変わらず5名が正式入室となっております。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しましてはご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

では、特にないようですので、日程第4、その他に入ります。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(9月5日号)掲載事項

中川委員長
子ども総務課長

初めに、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

それでは、子ども総務課のほうから2件、教育委員会の行事予定、こちらのほうにつきましては、資料のとおりでございます。

それから、もう1件、広報千代田(9月5日号)の掲載事項、こちらにつきましても、お手元の資料のとおりでございます。

ご説明につきましては以上です。

中川委員長

報告が終わりました。この件に関しましてはよろしいですか。

(な し)

中川委員長

その他報告事項は、各課長さんからありましたら、お願いいたします。

(な し)

中川委員長

特にないようですので、教育委員のほうから何かありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 この前、千鳥ヶ淵の戦没者の慰霊の行事がありましたけども、あれを見ていて、今の日本の現状を考えると、できれば中学生あたりを参加させられるような、今は九段中等が、音楽隊だけが入っていますけれども、入って、そしてやはり戦争に対しての認識を新たにするような行事に少しずつ変貌させていけばいいのではないかなというふうに正直、思いました。

中川委員長 あの事業は静かな中で行われるいい事業ですね。
何かありますか。
教育長。

教育長 私も、ここ何年か出席していますけれども、本当に胸に迫るいい事業だというふうに思っています。
今、金丸委員から中学生あたりの参加を何とかというご意見がございました。なかなか全員を強制する形で参加させるのは、規模的にも教科の時間的にも難しいと思いますけれども、事業の周知を強めるだとか、何らかの形で学校から案内をするだとかも含めて、委員のご意見を踏まえて、こちらで検討させていただきたいというふうに思います。

中川委員長 はい、わかりました。
ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。
(なし)

中川委員長 それでは、ほかには特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。